

要 亦 書

- 一 不請解雇 絶対反對
- 一 解雇手当 以て後 三ヶ月分を以て 三ヶ月分を以て 計算スルニト
- 一 山内良社 解雇手当 半額ノニト
- 一 臨時賃ノ期間 一週間ニ限ルニト
- 一 職工賃金 月後 賃下ニテ 直ニ発表スルニト
- 一 初手工ノ賃手帳ヲ 減少スルニト
- 一 夜業ハ 五割増ニシテ
- 一 概算書ヲ 絶対反対ニ出サセシメ
- 一 平印刷部 賃金 五割増ニシテ 抑付スルニト

昭和四年八月廿六日

友 會

大江印刷株式會社 御中

Handwritten scribble

勞秘第一七七號

昭和四年九月四日

警視總監 丸山 鶴 吉

49.7
736

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官 殿
 右府縣 知事 殿

(京都大阪神奈川 兵庫等知縣 函)

大江印刷株式會社ノ 勞働手帳ニ 関スル件 (第一報)

要旨 従業員側ハ八月廿六日六時ニ 罷業ヲ 開始シ 九月二日 労賃代表者 全見シ 會社ハ 一
 水高金部ヲ 撤回シ 即職就業スル 概算書ヲ 提出シ 且 従業員側ハ 之ニ 反対ス
 決裂セリ
 會社ハ 九月二日 午前十時 議定書ヲ 提出シ 且 罷業ヲ 一般に 罷業員ニ 就業勸告ヲ 爲シ 夕